

〇〇遺跡発掘調査仕様書

(作成日: 年 月 日)

〇〇市町村教育委員会

1 開発計画概要

(1) 開発事業所在地

(2) 開発計画

(3) 開発面積 m²

(4) 開発事業者名

2 発掘調査の対象

(1) 遺跡の名称 フリガナ 遺跡

(2) 遺跡地の住所及び発掘作業を行う位置 (図を添付)

(3) 面積 m²

(4) 調査条件

特別な条件	有無	備考
寒冷地における積雪時及び調査面凍結時		
急傾斜地		
排水条件が不良、もしくは常時排水を必要とする場合		
調査範囲が狭小		
遺構面が非常に深い場合 (概ね地表面から 1.5m 以上下がる場合)		
極端に交通等の不便な場所の調査		
その他明らかに効率を低下させる条件のある場合		

(5) 発掘調査対象となる遺跡の時代と調査面数、面までの深度

面数	主な時代	種類	地表からの深度
1 面目			m
2 面目			m
3 面目			m
4 面目			m

(6) 発掘調査対象となる、想定される主な遺構の種類と規模等

種類	時代	規模 (m)	深度 (m)	重複	土質	出土品量
		×				
		×				
		×				
		×				
		×				
		×				

※上記以外に当初想定していない遺構が検出された場合、調査対象時代に属する可能性がある場合は調査を実施する。

(7) 発掘調査対象となる、想定される主な遺物の種類と数量等

種類	時代	出土量	備考
		～ 箱	

(8) 整理等作業対象について

上記 2 - (5)、(6)、(7) 及び事前準備に関する図面記録類等とする。

- 3 発掘作業の方法（表土・遺物包含層掘削、遺構検出・掘削等の工程と内容）
 「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」、「群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準」に基づき実施する。

特記事項

- 4 整理等作業の方法（出土品の洗浄・実測・復元・写真撮影等の工程と内容）
 「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」、「群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準」に基づき実施する。

特記事項

- 5 各工程に必要な記録類とその作成方法
 「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」、「群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準」に基づき実施する。

特記事項

- a 全体測量及び遺構等実測の方法（公共座標等による測量、トータルステーション、平板等による遺構・遺物実測等の方法を記載すること。）
- b 写真記録の方法（撮影機材、使用フィルム、撮影方法、撮影対象等を記載すること。）
- c 遺物の記録方法（包含層、遺構内等遺物の取り上げ方法と記録方法等を記載すること。）

6 発掘調査成果の公開

(1) 現地説明会の実地について

(2) 発掘調査報告書の作成・刊行・配布等について

「群馬県埋蔵文化財発掘調査基準」、「群馬県内における埋蔵文化財発掘調査の積算基準」に基づき作成・刊行する。

刊行部数 部 （リストを添付）

7 出土品・記録類の取扱い

(1) 発掘調査報告書刊行までの保管方法

- ア 出土品、記録類は、防犯・防火等の配慮がなされた屋内の施設に保管し、盗難、紛失、劣化等の無いようにする。
- イ 出土品は、ラベル等を付加し、遺物収納箱に収めて保管し、内容や所在が適切に把握できるようにすること。なお、金属製品や木製品など特殊な出土品は、劣化・破損等がないように適切な保管方法をとること。
- ウ 記録類は、番号等を付加し、ケース等に収納した上で、内容や所在が適切に把握できるようにすること。

発掘作業中の保管場所等

	保管場所	収納方法	備考
出土品	現地発掘調査事務所	出土地・種別ごとに袋詰めし、出土地点等を記載したラベルを付加した上で遺物収納箱に収納する。遺物収納箱には、収納内容を表示する。	木製品は、出土地点等を記載した耐水性のラベルを付加し、水浸け状態で収納箱等に収納する。
図面類			
写真類			
デジタルデータ類			
サンプル試料			
その他			

※重要な出土品等が発見された場合は、別途指示するものとする。

整理等作業中の保管場所等

	保管場所	収納方法	備考
出土品			
図面類			
写真類			
デジタルデータ類			
サンプル試料			
その他			

※重要な出土品等については、別途指示するものとする。

(2) 発掘調査報告書刊行後の出土品、記録類の移管手続きについて

	納入先	収納方法	備考
出土品			輸送中は、破損が無いようにする。
図書類			
写真類			
デジタルデータ類			
サンプル試料			
その他			

8 発掘調査に要する予定期間等に関する事項

(着手及び実施期間等の開発事業者側の希望があれば)